

論 説

清朝によるオーロト 各オトク支配の展開 ——モンゴル諸部に対する「旗」支配の導入——

小 沼 孝 博

は じ め に

本稿は、清朝がジューン=ガル政権を崩壊させた後、天山北路ジュンガリア、特にオーロト⁽¹⁾の各オトクに対して実施した支配政策を検討し、牧地における「旗」編立のプロセスを具体的に明らかにすることによって、清朝によるモンゴル諸部支配の原理を探るものである。

乾隆20年（1755）、オイラトのジューン=ガル政権において発生した内紛に乘じ、ジュンガリアに進撃した清朝は、同年6月にジューン=ガル部長ダワチを捕縛した。勝利を収めた清朝は直ちに「平定準噶爾善後事宜」を議定し、オーロトに対しても「旗」を単位とする支配を及ぼそうとした。筆者は、前稿「清朝のジューン=ガル征服と二重の支配構想」（『史学研究』240、2003）において、清朝がジューン=ガルの支配構造に関し、イリのハンを中心として、ハンの属領であり、臣下のジャイサン（jaisang 宰桑）が管理する24オトク（otoy 鄂拓克）が取り囲み、さらにその外縁をオイラト諸部の有力タイジ（taiji 台吉）直轄の21アンギ（anggi 昂吉）が支えている、との認識を持っていたことを指摘した⁽²⁾。そしてこの認識の影響を大きく受けて創出された善後策は、有力タイジが率いて帰順した集団をジャサク旗に編成してオーロト四汗⁽³⁾部とし⁽⁴⁾、それとは別に、牧地に留まり、ジャイサンが統轄するオトクを八旗に編成するという二重の支配構想を有するものだった。

ただし、内紛によりオイラト諸部のタイジラが相続いで離脱したため、上記のジューン=ガル政権の支配構造は、その原形を留めることができなくなった。清朝による征服直前において、21アンギと呼ばれていたのは、2アンギと8オトクの左翼、3アンギと8オトクの右翼によって新たに構成されたものだった。清朝はこの新たな21アンギをオーロト各オトクとほぼ同義のものとして理解しており、21アンギの名を残したままオーロト八旗を編成しようとしていたのである⁽⁵⁾。そして、ジューン=ガル政権の中枢にあったトゥシメル(tüsimeл 囉什墨爾)・ジャルグチ(jaryuči 扎爾固齊)といった職を再利用し、その缺に有力ジャイサンを任じて官僚機構を整え⁽⁶⁾、各オトクを管理させようとした。

ところが従来の研究では、清朝が上述のような支配構想を持っていたにもかかわらず、反乱を起こしたアムルサナの存在のみに注目が集まっていた。特にアムルサナが西方へ逃亡し、事件がカザフ・ロシア方面に波及したため、「清ーカザフ」及び「清ーロシア」間における外交史の側面に主な関心が注がれてきたのである⁽⁷⁾。一方、同時期における清朝の対ジンガリア政策というものは、アムルサナの反乱によって引き起こされたという、清朝のオーロトに対する虐殺行為を以て語られてきた。しかし実際は、アムルサナが反清的運動を開始した乾隆20年後半から、清朝が虐殺を開始する乾隆22年前半までに、1年以上の空白期間が存在している。つまり、オーロト虐殺の直接的原因をアムルサナの反乱勃発に求める見解には参考の余地があり、また翻ってこのことは、清朝による当初の支配構想が未だ形骸化せず、有効性を保っていたことを意味している。だが、清朝のジューン=ガル征服と支配構想の創出、牧地における支配の実施、さらにはその後のイリ駐防八旗の形成を一つの流れの上で把握しようとする研究は皆無といってよい。すなわち、乾隆20年代を境として、清朝-ジューン=ガル関係史とその後の清朝新疆統治史の間には大きな断絶が存在するのである。

前稿では、二重の支配構想を軸とする清朝のジューン=ガル善後策が練り上げられていく過程を指摘するにとどまった。そこで本稿

は、先ず清朝によるオーロト各オトクに対する支配の展開を究明し、ジューン＝ガル征服とその後の新疆統治を有機的に結びつけるための一作業としたい。さらに、清朝の各オトクに対する支配構想とは、前述したように八旗編立を念頭に置くものだった。すなわち、上記の問題を検討することは、清朝がモンゴル諸部を「旗」支配に組み込む際、どのような手順を踏み、いかにして新たな支配関係を築いていったのかを解明することになるのである。

なお、本稿引用史料内の〔 〕は筆者が補ったもの、() は筆者の註記である。

第1章 清朝によるオーロト各オトク支配の始動

乾隆20年末、反乱を起こしたアムルサナ一味を討伐し、清朝の手を放れたジュンガリアを回復するため、乾隆帝はツェレン Ts‘ereng (策楞) を定西將軍に、ダルダンガ Daldangga (達爾黨阿) を定辺左副將軍に、ジャラフンガ Jalafungga (扎拉豐阿) を定辺右副將軍にそれぞれ任命し、あらためて大軍を発した。ジュンガリアに入ったツェレンは、部下から受け取ったアムルサナ生擒の報告を、虚実の確認をせぬまま上奏した。ところが、それが全くの誤報と判明し、結局アムルサナを取り逃がしてしまう。乾隆帝はツェレンを革職し、乾隆21年5月、ダルダンガを定西將軍に、ジャオフイ Jaohūi (兆惠) を定辺右將軍に任じて新体制を敷いたが⁽⁸⁾、その後もアムルサナの捕縛は叶わなかった。また乾隆帝は、軍の派遣に先立って上諭を下し、反乱拡大を防ぐため、牧地に残っている各オトクの衆を帰服させるよう命じていた⁽⁹⁾。だが、アムルサナと反乱同調者のカザフ草原への逃走、カザフ中ジュズのアブライ=スルタンとの連合といった理由から、反乱鎮圧作戦は思わぬ長期化の様相を呈し、オトク支配は遅々として進まなかつたのである。

乾隆21年7月、一軍を率いてイリに進駐したジャオフイは、8月11日に牧地に残っていたジャイサンらオトクの有力者を軍營に召集した。「軍機處満文錄副奏摺」(中国第一歴史檔案館所蔵、以下「錄副」と略記) 43-964⁽¹⁰⁾、乾隆21年8月17日、ジャオフイ等の上奏に拠る

と、ジャオフイは集まった有力者に向い、

エジェン ejen (清朝皇帝) が我々を派遣したのは、汝らのジョン=ガルの全ての事を処理させるためである。

と述べ、続けて清朝が実施していくオトク支配の基本方針（以下「宣言文」と記す）を宣布していった。「宣言文」は内容によって4つに大別できるので、便宜上 I～IVの番号を付して提示する。

I 汝らが今到来したので、不在となったジャイサンの缺に、人を推举して我々に告げよ。我々のところから將軍 (ダルダンガ) の軍營に書信を出して、ハサク=シラ Hasak Sira (哈薩克錫喇)・ニマ Nima (尼瑪)・トゥントゥブ Tuntub に意見を求めて定め、エジェンが選んで任じるよう奏請する。各オトクで出たデムチ demci・シュレンゲ ſeolengge の缺に人を辨別し、該ジャイサンらが連れてくるように。不在となった缺に補放して事務を処理させるがよい。缺をずっと空缺にすれば、管理する者がいないので、属下の衆が賊のホージヤ⁽¹¹⁾となり、やらねばならない事が益々多くなる。

II 我々は自ら兵を率いてカザフに進んだ。兵が進む大路を支える重要性を考慮し、暫くボロ=タラ Boro Tala 付近のジン Jing の地に駐す。アムルサナを捕らえた後は、クンギス Kunggis・ユルトゥス Yultus に駐すだろう。或いはアンジハイ Anjihai・テンゲル Tengger に駐して、田地を耕作する者をイリに住まわせた後、イリに移駐し、ラマたちを到らせて経を念じさせ、寺廟に住まわせる。汝らのジャルグチたちは、どのように輪番で〔イリに〕駐して事務を処理するのか、〔どのように〕メデチ medeci・ジラト jirat の輩を出すのかを、心を尽くして議して告げよ。

III 法度が多いと遵行するのは難しい。日常の罰する事件であれば、オトクのジャイサンらがそのまま処理せよ。人命に関わる事件であれば、人（関係者）を悉く連行して、我々が自ら検分・訊問し、エジェンに上奏してすべて処理する。

IV 汝らが管理した甚だ賤しく小さな者も、みなエジェンのアル

バトゥ albatu となった。大エジェン以外、上には決して各々が属するノヤン noyan はいない。まことに功績ある者であるならば、ジャイサン・デムチとなすべきである。我々も同じ身の人間である。妄りに悪行し、殺すことはできぬぞ。

以上の内容から、遅れていたオトク支配を推し進めていこうする清朝の強い意向を窺うことができよう。さらにジャオフイは、集まったジャイサンのなかから、クトゥチ Kutuci・ネメク Nemeku・シクシリゲ Siksirge・トゥブシン Tubsin をジャルグチに任命して軍營に留め、事務処理を帮助するよう命じた。清朝によるオーロトの各オトク支配は、ここに始動したのである。

また、時を同じくして、カザフ草原に展開していた清朝軍に対して撤兵の命が下った。季節が晚秋にさしかかり気温が低下してきており、軍馬に疲労の色が見えること、行糧が底を尽きかけていること、及びハルハで発生したチングンジャブの反乱に兵を割いて派遣することが主な理由であった⁽¹²⁾。そしてこの時、前戦に動員されていたオーロト兵も一旦軍務を解かれ、全て自分たちの牧地に帰るよう上諭が下された。「錄副」43-2855、乾隆21年9月24日、ダルダンガ等の上奏は、以後のアムルサナ対策について検討した内容を含んでおり、次のように記されている。

奴才ら西・北両路の兵は、チングンジャブを処理するために行く。〔かといって〕賊アムルサナ〔の追跡〕を放棄して、我々の兵がすべて北路に行ってしまったら、賊アムルサナが諸カザフを糾合し、ジューン=ガルのオーロトの牧地を搶掠しに来るかもしれない。したがって奴才らが賊アムルサナを捕らえることは甚だ重要である。ただし、新附のオーロトを世話することもまた重要である。

アムルサナの反撃を警戒する一方で、これまで手付かずの状態だったオーロト支配の重要性を確認している。続けてダルダンガは、乾隆帝の撤退命令を従軍していたトウシメルのハサク=シラらに伝え、旨に遵い、各々の牧地に帰るように。……またこれ以後、諸々の処理すべき事務があれば、みな近いことを考慮し、イリにい

る大臣と商議して処理するよう。

と述べている。ダルダンガが率いていたオーロト兵も牧地に帰還することになり、イリを中心とする清朝の支配を受けることになったのである。

次章では、「宣言文」に見られる清朝のオーロト各オトクに対する支配政策を、それに関連する將軍・大臣らの上奏及び乾隆帝の上諭と併せて検証していく。なお、論の展開上、「宣言文」I～IVを順に検討していくわけではないことを、あらかじめお断りしておく。

第2章 オトクへの清朝支配の浸透

(1) イリにおける支配拠点の形成

周知のように、清朝はモンゴル諸部に対して「旗」を単位とする支配をおこなったが、彼らを監視・監督する出先の衙門を各地に設置し、そこに中央から八旗満洲・八旗蒙古所属の旗人官僚を派遣していた。新疆でも、後の乾隆27年10月に伊犁將軍を設置し、八旗兵及びチャハル・ソロン・シベ・オーロトの部族兵からなる巨大な駐防地を建設する。しかし、本来清朝が準備を進めていた支配拠点の姿は、以下論じるように、それとは全く異なるものだった。

乾隆21年7月、乾隆帝はイリを中心とする具体的な支配構想を初めて示した。「宣言文」IIに影響を与えたと思われる『正編』卷29、乾隆21年7月甲申(18日)条の上諭には、次のように記されている。

ソロン兵を200名、チャハル兵を200名、健銳營を100名或いは200名留めて、合計500、600名とし、イリに駐する大臣らの差遣に備えるように。伊犁辦事大臣をそこに永久に駐守させる必要はない。一切の事務をみなトゥシメル・ジャルグチと共に商議して、筋道をたてて処理し、彼らが内地⁽¹³⁾の事務処理の規則を理解して、1、2年経て要を得たら、そのまま彼らに委ねて輪番で処理させるように。辦事大臣の印については今該部に命じ、「オーロトの21アンギを管理する印」〔という印文の官印〕を鋳造して与え、従来トゥシメルが用いていた各々の鈐記の使用を止めさせるように。イリに駐する大臣を撤した後、この印を

公署に収蔵させて、そのまま当番のトウシメルに管理させるよう。これを永く定例とせよ。モンゴルらはみな黄教を奉じてゐる。またグルジャ Gūlja とは、イリの名高き地だ。まさに寺廟を新たに建立して、こちらから大ラマを送って経を念じさせるべきだ。この寺廟をそのまま大臣らが事務を処理する公署とし、然るべくオーロト内から人を派遣して付近に駐させ、守備させるように。ジューン=ガルには、元々ジラト=ヒヤ jirat hiya という種類の者がいるので、彼らのうちから派出して防守させよ。

若干の兵丁をイリに駐留させるとともに、「オーロトの21アンギを管理する印」を持つ伊犁辦事大臣を設置してトウシメル・ジャルグチと共に各オトクを統治させ、1、2年経った後、辦事大臣を撤してオーロト官僚に支配を委託する、という清朝の明確な支配構想が読み取れる。史料中に記されている辦事大臣の官印の鋳造、及びトウシメルの鈐記の使用禁止は本格的な支配の開始を、また大臣の撤収後に輪番でトウシメルがその印を管理することは間接統治への移行を象徴的に示している。さらに、この乾隆21年7月の段階では、八旗兵・部族兵の大規模な移駐が議論されていない。清朝はイリを支配拠点とし、オーロト八旗による駐防体制⁽¹⁴⁾を敷こうとしていたのである。

ところで「宣言文」Ⅱには、イリに輪番で駐する者として、トウシメル・ジャルグチ以外に、メデチ・ジラトと呼称される者の存在が記されている。ジラトとは、「護軍」を意味するモンゴル語 “jirad” と解釈できる。上記史料の後段にも、イリに新たに建立する、清朝の大臣やトウシメルが駐劄する公署を兼ねたチベット寺院を防守する者として、ジューン=ガル時代から存在する「ジラト=ヒヤ jirat hiya」⁽¹⁵⁾ の名が挙げられている。

一方、メデチに関しては若干の考察が必要である。メデチはモンゴル語で「知識ある者」を意味する “medeči” に相当する⁽¹⁶⁾。また、乾隆21年9月28日のジャオフイ等の上奏に拠ると、「メデチ=ジャイサンは元々左右両翼に2人」⁽¹⁷⁾ おり、右翼のメデチはバラン Ba-

rang、左翼のメデチはエンケボロト Engkebolot であった。このことから筆者は、メデチとは『欽定皇輿西域図志』卷29、官制1、附準噶爾部旧官制の条に記載される「徳墨齊」であると考える。該条に拠れば、「徳墨齊」は、ジューン=ガル時代にハン家の家務に与る傍ら、ウルス内の税務・差遣などを司り、定員は2缺であった。田山茂氏と杜栄坤・白翠琴氏は、この「徳墨齊」の解釈をそのまま引用し、“demeči”のモンゴル語転写を付記しているが、その語義について言及していない。そもそも “demeči” に相当するモンゴル語は見出せず、本来ならばモンゴル語 “medeči” → 满洲語 “medeci” → 漢語「墨徳齊」と音写されるべきところを、「墨」と「徳」が転倒し、「徳墨齊」と誤って伝えられたと解すのが自然であろう。

左翼メデチのエンケボロトが既に没していることを知ったジャオフイは、その缺に散秩大臣でウンドゥスン=ジサイ Undusun Jisai⁽¹⁸⁾ のジャイサンであるオジェト Ojet、或いは同じく散秩大臣でイケ=フレル=ジサイ Ike Hürel Jisai の ジャイサンであるチバハ Cibaha のどちらかを任命するよう奏請し、乾隆帝はオジェトを任せている。また、乾隆帝は右翼のメデチにバランをあらためて任命し、バランの旧来からの権限を追認した⁽¹⁹⁾。

以上のように、清朝はオーロト各オトクを支配・管理することを目的として、イリに支配拠点の建設を進めていった。そして、旧ジューン=ガル政権の官僚機構を、清朝の支配体系のなかに取り込んでいったのである。

(2) 「オトクのジャイサン」の任命

トウシメル・ジャルグチに任命されたジャイサンらは、「職任のジャイサン tušan i jaisang」とも呼ばれていた。しかし、この「職任のジャイサン」は、清朝の軍營に詰めるごく一部の者であり、多くのジャイサンは「オトクのジャイサン otok i jaisang」として牧地に留まつたままだった⁽²⁰⁾。「宣言文」 I から分かるように、イリに進んだジャオフイは、先ず不在となってしまった「オトクのジャイサン」缺を把握し、そこに新たな人物を任命しようとした。また

「宣言文」Iでは、ジャイサン以外にデムチとシュレンゲの補任も命じられている。デムチとは、オトク内において命令の下達・租税の徵収・民生の保護など広く監督の責を有した職であり、シュレンゲは、主に徵税の任を負いながら、デムチを輔佐する役目を持つ者だった⁽²¹⁾。

調査後明らかになった「オトクのジャイサン」の空缺は9缺だった。ジャオフイは、そのうちの7缺に任じるべき人物について、軍營に留めていたジャルグチのクトゥチらに「公正に人物を辨別して議し、書を呈せ」と命じた。これを受けたクトゥチらは、各缺に正・副の2人を候補者に立てて清单を作成し提出した。清单の全体像を知ることはできないが、それは大筋「小さなオトクのジャイサンを大きなオトクに転任」⁽²²⁾ させるものだったらしい。これに対しジャオフイは、彼らが各々の子弟を任意に推挙した可能性があるとし、「宣言文」Iにも記されているように、定西將軍ダルダンガの軍營にいるトウシメルらに清单を送り、候補者の身元・人物評などに関する報告書を呈すよう求めた。

この措置とは別にジャオフイは、候補者を直接軍營に呼び寄せて独自に調査をおこなっている。「錄副」43-2359、乾隆21年9月28日、ジャオフイ等の上奏に記されている調査結果は、以下の通りである。

〔軍營に来るよう〕命令を伝えた人物のうちで、クトゥチナル Kutucinar のバシム Basim の缺にジャイサンとして任じるメデチ=ジャイサン medeci jaisang のバラン Barang、ハダン Hadan のジャイサン缺に任じるよう推挙したシャムピリン=ジサイ Šampiling Jisai のジャイサンであるマンナイ Mangnai の2人が到着している。他の者はまだ到着していない。奴才我々が見れば、バランはメデチ=ジャイサンであり、しかも事務を処理することができる。クトゥチナルのバシムの缺というのは、200程度の戸口を管理する小さなオトク（のもの）だ。今一時的に兼任させているが、バランをそこに用いることはできない。まさに小バルダムト Bardamut のような大きなオトクに任じるべきだ。アバガス Abagas のジャイサンであるクトゥチ

Kutuci の子ジャラル Jalar は、今「職任のジャイサン」であり、しかも散秩大臣だ。21歳である。彼らのハダン=オトク Hadan Otok のジャイサンとして能力がある者だ。彼をハダンでジャイサンになるよう転任させれば道理に合う。大ウルト Urut のジャイサンであるホルホダイ Horhodai が死去した缺に、ウルトのジャイサンであるシクシルゲを転任させ、ジュトゥルク=オトク Juturuk Otok のジャイサンであるガダル G'adar が死去した缺に、ジャルグチ=ジャイサンであるトゥブシンを任せ、トゥブシンの缺に別の者を辨別し、バルダムトのジャイサンであるカムリオ Kamlio の孫サイン=ジャンギトゥ Sain Janggitu に事務を輔佐させることができる。〔以上〕これはみな今職任のジャイサンたちをオトクに転任させるので、補佐させる者は必要ない。

調査報告の主な内容は、クトゥチナル=オトクとハダン=オトクに関するものである。クトゥチナル=オトクのジャイサン缺の候補として名の挙がったバランは、既にメデチ=ジャイサンに任じられており（本章（1）参照）、事務処理能力も高いことから、より大きなオトクのジャイサンへの転任が図られた。ハダン=オトクのジャイサン缺の候補であるジャラルは、いわゆる「職任のジャイサン」であり、散秩大臣に任じられていることから、ジャオフィからもお墨付きを与えられている。また他のジャイサン缺への候補者も、上記史料中の最後に記してあるように、すべて「職任のジャイサン」となった者からの転任であった。

ジャオフィは9つの空缺のうち、7缺に任命する候補者の推薦をクトゥチラに命じたのであるが、残り2缺のうちの1缺であるエルケテン=オトク Erketen Otok のジャイサンには、ダルダンガが直接上奏し、トゥシメルで内大臣のニマが任じられた⁽²³⁾。すなわち今回実施された「オトクのジャイサン」の補任では、清朝に早くから恭順の意を示し、何らかの職官を授与されていた人物が、優先的に任命されるよう操作がなされていたのである。

このように、清朝が「オトクのジャイサン」の任命権を握るとい

うことは、乾隆20年7月に議定した「平定準噶爾善後事宜」にも盛り込まれていた。その条文のなかで、ジャイサンは「公中ジャイサン sidan de obure jaisang」と表現されている⁽²⁴⁾。この「公中」とは、承襲を世襲ではなく、清朝の任命によって決定することである。また清朝は、彼らに対して「公項 alban i hacin」の支給もおこなっている。『正編』卷32、乾隆21年閏9月己未（24日）条の上諭に以下のようにある。

トゥシメルに毎月銀30両、ジャグルチに20両、閑散のジャイサン sula jaisang に銀10両を与えよ、デムチとシュレンゲらに1人あたり銀5両を与えよ。

この「閑散のジャイサン」とは、トゥシメル・ジャルグチなどの職に与っていないジャイサン、すなわち「オトクのジャイサン」を指す。清朝は、「職任のジャイサン」ばかりでなく、「オトクのジャイサン」ら牧地に残っている有力者層をも、清朝の職官として再定義し、王朝の支配体制内に取り込んでいったのである。

以上論じた、「オトクのジャイサン」の任命権を掌握し、世襲を禁止するという政策から、清朝がオトクの有力者層の権限を制限し、支配の手を徐々に牧地に広げていったことを具体的に知ることができるであろう。このことは、牧地における裁判権に関しても同様である。「宣言文」Ⅲにあるように、日常発生する軽度の事件は、「オトクのジャイサン」がそのまま審理できたが、殺人事件であれば、その審理は清朝の將軍・大臣の手に移り、最終的な裁断は清朝皇帝に仰ぐこととなったのである。

第3章 軍事行動へのオーロト兵の動員

乾隆20年7月に議定した「平定準噶爾善後事宜」は、各オトクを八旗に編成するという内容を含んでいた。八旗・ジャサク旗を問わず、編成単位の「旗 gūsa」は、本来「軍団」を意味する言葉である。「旗」は極めて軍事的な組織であり、その究極的な存在意義は、清朝に対する軍事力の提供にあるといつても過言ではない。「宣言文」では、八旗編立について何も言及されていないが、清朝は各オ

トクに「旗」支配を実行する前から、オーロトを自らの軍事力として認識し、兵を徵発して軍務に用いていった。

清朝はアムルサナ追捕のためカザフ草原に大軍を展開させていたが、そのなかには既に内附していた「新オーロト Ice Ület」ばかりでなく、帰順して程ないオトク勢力も相当数動員されていた。乾隆21年8月、従軍していたオーロト兵に牧地への帰還が命じられたことは、既述した通りだが、同時にダルダンガらは以下のような策も取り決めていた。

奴才（ダルダンガ）らは、「これまで同様兵を率いて、上奏した通りに本年はハサラク Hasalak などの地で越冬する。翌年奴才らは現在西路にいる5,000兵、及びオーロト兵で徵発できるのを見て5,000兵を派出し、以前と同じく馬・行糧を整えて一路まっすぐ進み、賊アムルサナを捕らえ、カザフたちを打ち破りたい」と定めた⁽²⁵⁾。

清朝は翌年再度おこなうアムルサナ捕縛作戦にオーロト兵5,000名を動員することを定めたのである。八旗編立前の段階から、オーロトが清朝の軍事力として認識され、軍事行動への参加が義務付けられていたことが確認できる。なお、ダルダンガらの上奏に対して乾隆帝は、ハサラクに兵を留める必要はなく、全力でチングンジャブを討ちに行き、「武力で諸ハルハを鎮撫すべきである」と命じている⁽²⁶⁾。ただし、数年間混乱が続いているオーロトには十分に休養をとらせ、アムルサナを擊破する戦力を蓄えさせるよう指示した⁽²⁷⁾。

清朝がオーロトを軍事行動に動員したもう一つの事例に、カシュガリアにおける対ホージャ戦がある。乾隆20年にダワチを捕らえた清朝は、イリに幽閉されていたイスラーム貴族の大小ホージャ兄弟（白山党ホージャ）を解放し、兄の大ホージャ（ブルハン=アッディーン）に兵を与えてカシュガリアに帰し、黒山党ホージャ勢力にあたらせた。この時与えられた兵は、オーロト兵500名とイリのムスリム兵500名だったという⁽²⁸⁾。黒山党ホージャを一掃し、カシュガリアの支配権を確立した白山党ホージャであったが、弟の小ホージャ（ホー

ジャ=ジャハーン) が一足遅れて帰還すると、次第に反清的態度をとるようになった。アムルサナの反乱鎮圧に忙殺されていた清朝は、数回にわたって使節団を派遣し、交渉による解決を図ったが、その使者は悉く拘束されてしまい、何ら有効な対策を講じることができなかつた。

このような状況のなか、清朝は副都統銜アミンダオ Amindao (阿敏道) を 5 度目の使者として派遣した。結果として、アミンダオはクチャ城の白山党ホージャ勢力によって誘殺されてしまう。この事件は、乾隆帝にカシュガリア軍事征服を決意させたとして有名であり、ホラズム=シャーがチンギス=ハンの派遣した使者を殺害した、いわゆる「オトタル事件」になぞらえられることもある⁽²⁹⁾。

だが、満文檔案史料に描かれたこのアミンダオ一行の姿は、それまで 4 度にわたって派遣された使節団とは全く異なっている。ここで留意すべきは、この派遣が、清朝のオトク支配が本格化するのと時を同じくして実施されたことである。第一章で述べたように、乾隆21年 8 月 11 日、ジャオトイは各オトクのジャイサンらを召集し、「宣言文」を宣布した。このことは 8 月 17 日付けの上奏に記されているが、同日付けの別件の上奏で、ジャオトイらはカシュガリアに派遣した使者が戻ってこないことに鑑み、以下のように奏請している。

副都統銜アミンダオを長として、満洲・ソロン・チャハルの兵 100 名を率いさせる。ジャルグチ=ジャイサンのシクシルゲを派出して、クングス・ユルトゥスの牧地のオーロト兵を、騎兵であれ、歩兵であれ、3,000 名を集めて、ジャイサン・デムチらを充分に出す。ウシュ城のベクであるガダイメト Gadaimet⁽³⁰⁾ を連れて、時機を考慮し、9 月 15 日から兵を準備して、アクス・クチャ・ウシュに行って土地を平定させる。そしてよき頭目を任じて管理させ、ヤルカンド・カシュガルの情報を入手して報告に来させたい。……もしもあくまで抵抗するようであれば、直ちに討つて出て勦殺・搶掠し、懲らしめるように。ヤルカンドの地の実情を素早く調査して報告するように⁽³¹⁾。

以上の内容は、清朝がアミンダオを使節としてカシュガリアに派遣したという従来までの認識を覆すものである。アミンダオは単なる使節団の長だったのではなく、八旗兵100名とオーロト兵3,000名を率いる将として派遣されたのである。そして軍隊派遣の目的は、白山党ホージャラムスリム勢力の動向を探ることであり、彼らが抵抗すれば、軍事征服をするよう命じられていた。この軍の大半を占めるオーロト兵は、天山山脈北麓に遊牧する各オトクの衆であり、シクシルゲが徵兵の任にあたっていたのである。

カシュガリアを目指して出発したアミンダオは、天山山脈北麓に牧地を持つ各オトクのオーロトを吸収しつつ進軍した。「錄副」43-2270、乾隆21年9月24日、ジャオフイ等の上奏に収録されているアミンダオの報告には、その様子が詳しく記されている。やや長くなるが、オーロトの牧地における、アミンダオ及びシクシルゲの徵兵活動を具体的に知ることができるので、以下引用する。

我は9月初4日にクングスにいたって、バルダムト Bardamut の兵力が5カ所で待っていたのを率いて行った。初6日にクングス河の流れが急な場所にあるシクシルゲの牧地に部隊の兵を近づかせ、シクシルゲと会した。シクシルゲは、「動員する各オトクの5,685兵のうち、カラチン Karacin・ブクス Bukus・両オルダイ Oldai・ホルボス Holbos・ジュトゥルク Juturuk・ドホロト Doholot・オロン Oron・小バルダムト・トゥルヨン Turuyon などのオトクは、我が到来して書を伝諭した後、みな新旧の牧地であるテケス Tekes・チャリン Carin などの地に移った。今もこれらのオトクの兵を同様に約束の地に来させて、率いて進もうとすれば、河の流れが曲がりくねっており、どうしても近づけず、すべなく遅延してしまう。もし〔彼らが〕ムザルト=ダバン（峠）から進んで、ウシュの城に達すれば、甚だ有益だ」と言う。詳しく考えれば、カラチンなどのオトクの2,450兵は約束の地に来ていない。ムザルト=ダバンから進めば、2路の兵が進む時にも有益なので、我自らシクシルゲと共に商議して定め、「カラチンなどのオトクの2,450兵もムザルト=

ダバンから進んで、ウシュ城に達するように」と伝諭した。その他、私は15日に約束の地に到着するはずの彼（シクシルゲ）の兵を、シクシルゲに問えば、「先ごろ我の妻が病故した。我的弟シェレン Šereng は、今祖母を看病している。甚だ重いので、我的兵は未だ出征の準備ができていない。アングバシ 大臣殿（アミンダオ）にはここに2、3日宿營して待ってもらい、我々の兵が出征する準備を整えてから、一斉に出発したい」と言った。これに対して我は、「もしここに居て休み留まっていたら、汝らの兵はきっと遅れて出発するだろう。私は今先に出発し、人を派遣してチョホル Cohor などのオトクの兵を督促しよう。汝は自ら、汝のオトクの附近にいるオトクの兵を督促し、1カ所に集めて率いて来るよう」言い、商議して定めた。初7日に我は部隊の兵を率いて進み、初9日にダガト=ダバンを越えてダバンの隘路で宿營した。営長ワンヤル Wangyal を派遣して、ソロン・チャハル兵10名を率いてチョホルなどのオトクの兵を督促するよう送った。我自身は部隊の兵を率いて、チョルク=テケ Coluk Teke の地に到了た。15日にウルト Urut のジャイサンであるシクシルゲとハンギルトゥ Hanggiltu が230兵を率いて到來した。

以上から、今回の軍事行動に隨行するオーロト兵が、特定のオトクからではなく、各オトクから広く徵集されていたことを知ることができる。また、当初3,000名を予定していた動員すべき各オトクのオーロト兵数が5,685名に増加している。果たして、9月22日にケレト Keret 兵500名が到來し、さらに24日にはチョホル兵250名・シャラス Šaras 兵とマフス Mahūs 兵133名・ジャハチン Jahacin 兵100名・ドゥルベト Durbet 兵40名が続々と合流した。アミンダオが直率する部隊は、八旗兵100名を含めて2,388名に達し⁽³²⁾、カラチンなどからなる別働隊2,450名と併せれば、合計約5,000名に及んだ。アミンダオの派遣とは、オーロトのオトク全体で始めて実行された大規模な軍事力動員だったのである。

清朝は、アムルサナ討伐やカシュガリア=ムスリムの収攬に、オー

ロト兵を清朝軍の一翼を担う軍団として動員していった。そして、オーロト八旗編立に向け、軍務遂行の経験と実績を積ませていったのである。

第4章 清朝のモンゴル諸部支配に見られる 「エジェン—アルバトウ」の関係

前章までの考察から、清朝のオーロト各オトクに対する具体的な支配政策が明らかになった。清朝は、ジューン=ガル政権における旧官僚層及び「オトクのジャイサン」といった有力者層を、巧妙に清朝の統治システムの中に取り込んでいき、また各オトクからオーロト兵を抽出して軍事行動に用いていったのである。それでは、このような諸策は、いかなる支配関係を基として実施されたものなのであろうか。特に、清朝が自らの軍事力と見なしたオーロト兵は、本来であれば、世襲の遊牧首長 (noyan) たるジャイサンらの属民 (albatu) である。つまり清朝に対する軍事力の提供とは、彼らが所有する属民の一部を清朝に奪われることに等しい。オーロトに限らず、モンゴル諸部が潜在的に保有する軍事力を、清朝が無条件で自由に運用できたとは考えられない。

入關前の天聰年間、帰順して間もない内モンゴル諸部から必要な軍事力を引き出すため、太宗ホンタイジ Hong Taiji は、対外戦争に内モンゴル兵を積極的に従軍させ、その際彼らに八旗と同じ行動を取らせ、同じ軍規を遵守させることで、首長層の属民に対する伝統的な支配権を着実に制限し、ジャサク旗編立の基盤を整備していく(33)。乾隆年間のオーロト各オトクに対する政策との間に共通性を見て取れるが、彼らを清朝の軍事行動へ従軍させ、軍規を遵守させるといった行為自体を合法化するためには、その前提として何らかの論理が準備・設定されていたはずである。

ここで注目されるのが、「宣言文」IVにある「汝らが管理した甚だ賤しく小さな者も、みなエジェンのアルバトウとなった」との文言である。エジェンとは、「主人」を意味するモンゴル語起源の満

洲語であるが、清代の満文諸史料では、「清朝皇帝」の同義語として用いられることが多い⁽³⁴⁾。この「エジエンーアルバトゥ」の関係とは、従来モンゴル遊牧社会に存在した主従関係であり、エジエンは、大小様々な規模の各遊牧集団の長から、モンゴル帝国に代表される巨大なウルスの大ハンまでを指す範疇を持っていた。一方アルバトゥは、その名が示す通り、エジエンが課す兵役・徭役・貢納などの各種アルバを負担する者と措定されている⁽³⁵⁾。清朝はオーロトの各オトクに支配を及ぼすにあたり、この「エジエンーアルバトゥ」という極めてモンゴル・北アジア的な主従関係を、清朝皇帝とオーロトとの間に設定し、オーロトを清朝皇帝に属するアルバトゥとして捉えていたのである。清朝が各オトクからオーロト兵を徵發して軍事行動に用いたことは、エジエンである清朝皇帝が、アルバトゥたるオーロトにアルバを遂行させたことに他ならない。

また、この「エジエンーアルバトゥ」という関係の存在を如実に物語るものとして、オーロト兵の駅站（軍台）への配備を挙げることができる。当時のジュンガリアは対アムルサナ戦の最前線であり、後方支援基地にあたるバルクルから西路の駅站路が延びていた。清朝は、この駅站路を維持・管理するため、オーロト兵を配備していった。『正編』卷31、乾隆21年閏9月癸卯（8日）条の上諭に、次のようにある。

ジャナガルブ Janag‘arbu（扎那噶爾布）の上奏したことに、彼の地に設けた駅站の者どもに行糧を与えていない、といつてゐる。以前ジャラフンガのところから、「駅站に駐させたオーロト兵に毎月みな錢糧を与えている」と上奏している。これを見れば、もしや「ジャナガルブが自ら望んで尽力したい」というので、全く与えていないのではないか。これを明らかにするよう調べて、同様に賞与するように。

ジャナガルブは、貝勒の爵位を受けられており、四汗部管下にあつた人物だと推測される⁽³⁶⁾。一部のオーロト兵は駅站に配され、錢糧の支給を受けていたことが分かる。

その後、駅站システムは徐々に整えられていった。『正編』卷32、

乾隆21年10月癸酉（9日）条の軍機大臣の議奏に引用されたジャオフイの上奏には、西路の各駅站に事務を伝達させるチャハル兵10名と田地を耕作させる緑旗兵5名のほかに、オーロト兵50名を出して馬畜を世話をさせたい、との記載が見える。この西路の駅站に配されているオーロト兵が抽出される母体であるが、『正編』卷32、乾隆21年閏9月壬子（17日）条の上諭には、甚だ興味深い記述が含まれている。

ジャオフイのところから、「ガルザンドルジ G‘aldzandorji（噶勒藏多爾濟）⁽³⁷⁾ らの属下の衆は、今生活が困窮している」と上奏している。ガルザンドルジ・ジャナガルブなどの衆を駅站に駐させるのを止めて、彼らの代わりに、21アンギの衆のうちから駅站に駐する者を出して、北路のカラチン Karacin の駅站と同様に家族も悉く駐させれば、21アンギの衆は公糧 alban i kunesun を得て家口を養える。しかも「ガルザンドルジらの衆も駅站の事務を処理せよ」と指示する理由もなくなる。ジャオフイらはすぐ遵い処理せよ。

西路の駅站は徐々に21アンギの衆、すなわち各オトクのオーロト兵が専管するようになっていったことが理解できる。清朝は、ジューン=ガルのハンの属領であったオーロト各オトクを八旗編成し、清朝皇帝に直属させようとしていた⁽³⁸⁾。新たな君主である清朝皇帝のアルバを負担する直属集団として、あらためてオーロト各オトクは位置付けられていったのである。

さて、ここで留意すべきは、清朝が駅站に配したオーロト兵に錢糧の支給をおこなっていることである⁽³⁹⁾。この問題に関し、乾隆21年閏9月8日の上諭に見出せる一節は、注目すべきものである。

ジューン=ガルの衆はここ数年で廃れ、各々みな生活の場を失った。このため駅站に人を用いたことは道理に合っている⁽⁴⁰⁾。

すなわち、オーロト兵の駅站への配備と錢糧の支給は、戦争で壊滅した彼らの生活を支援するために採られた救済措置という意味合いを有していたのである。エジエンはアルバトウの生活を保護せねばならない⁽⁴¹⁾という、「エジエン—アルバトウ」の関係におけるも

う一方の側面を、オーロト兵の駅站配備の背景に看取することができよう。

また、この「エジェンーアルバトゥ」という主従の支配関係は、決して清朝とオーロトとの間だけではなく、他のモンゴル諸部との間にも介在していたと筆者は考えている。これを裏付ける証左として、「錄副」43-3164、乾隆21年閏9月17日、ジャオフィイ等の上奏に抄録されたアミンダオへの書簡を提示したい。

汝が〔カシュガリアに〕到ってホイセ・ホージャたちに明白に告げよ。「オーロトはみなハルハ・諸モンゴルと同様に大エジェンのアルバトゥとなった。……オーロトは汝らから貢賦を取り立てるることはできない。さらに以前のように汝らを欺き、圧迫・搶掠することもできない。將軍・大臣らが彼らを管理する。汝らを苦しめることはない。……」と。

この書簡は、仇敵オーロトを諸任務に用いていることに、不快感を露わにするカシュガリア=ムスリムを安撫するために出されたものである。そこでは、新附のオーロトが、他のモンゴル諸部と同様に清朝皇帝のアルバトゥとなったことが端的に述べられている。逆にこれは、オーロトの帰順以前から、治下のモンゴル諸部が既に清朝皇帝のアルバトゥだったことを暗示していよう。

おわりに

アムルサナラ反清勢力をカザフ草原深くまで撃退した清朝は、乾隆21年後半から、本格的にオーロト各オトクに対する支配を開始した。本稿で論じたように、清朝はイリにおいて支配拠点の建設を進め、清朝の大臣とオーロトのトウシメル・ジャルグチらに共同で統治させようとした。当初は八旗兵・部族兵の移駐は議論されておらず、1、2年後に大臣を撤して、トウシメル・ジャルグチらに支配を委ね、オーロト八旗による駐防体制の構築を目指していた。一方、牧地に残っていた「オトクのジャイサン」に対しては、清朝が任命権を掌握し、その缺を清朝の職官として世襲を禁じた。清朝支配は次第に牧地に浸透していく、オトクの有力者層の権限は制限されて

といったのである。

また、以上のような支配政策を実行するにあたり、清朝はオーロトが清朝皇帝のアルバトゥとなったことを宣言し、清朝皇帝がジューン=ガルのハンに代わり、新たなオーロトのエジェンとして君臨することを明示した、という極めて興味深い事実が、本稿によって明らかになった。この「エジェン—アルバトゥ」というモンゴル・北アジア的な主従関係を、清朝は新たに治下に収めたオーロトとの間に設定し、支配に臨んでいたのである。「旗」編立前の段階からオーロトは清朝の軍事力として認識されており、対アムルサナ戦・対ホーヤ戦などの戦役に清朝軍の一翼を担う軍団として動員していった。新附の遊牧勢力に「旗」編立に向けて軍務遂行の経験と実績を積ませていくという、入閥前から続く政策の一貫性を感じできるが、この政策は、エジェンに対するアルバトゥのアルバ負担という論理の上に実施されたものなのである。また、オーロト兵を駅站に配置し、錢糧を支給したなどの政策からは、長年の混乱により、生活もままならぬ状況に陥っていた彼らアルバトゥを庇護するという、エジェンとしての乾隆帝の姿を窺うことができるのである。

さらに、「エジェン—アルバトゥ」の関係は、オーロトばかりでなく、清朝が支配下においていたモンゴル諸部全体との間にも介在していたと考えられる。この「清朝が支配下においていたモンゴル諸部全体」とは、言い換えれば「旗」支配を実施したモンゴル諸部全体ということである。すなわち、清朝の「旗」編立の前提、及び「旗」導入後の支配の核心に、「エジェン—アルバトゥ」の垂直軸が存在していたといえる。

この視点から、本稿で検証した清朝のオトクに対する支配政策を見直すと、その重要性にあらためて気付かされる。本稿で論じたように、清朝はオトクの有力者層を王朝の支配体制内に取り込んでいった。彼らオトクの有力者とは、それぞれ別個の遊牧集団を率いる遊牧首長ノヤンに他ならないのだが、「宣言文」IVでは「大エジェン以外、上には決して各々が属するノヤンはない」と規定されている。無論、彼らの属民に対する支配権を、清朝皇帝がすべて奪取す

ることなど到底達成し得るものではないし、清朝側もそれは重々承知だったはずである。しかし、オトクの有力者層の権限を制限し、彼らを清朝の官僚として支配体系のなかに取り込んでいくという、本稿で明らかにした方向性を、清朝皇帝を頂点とする一元的な支配関係の具体的な現れとして捉えることは可能であろう。

ところで、清代モンゴル史の立場から、八旗のニルniruに相当するジャサク旗のソム(sumu)を構成する箭丁(quayay)に限り、清朝皇帝のアルバトゥとして把握され、清朝皇帝が課すアルバを遂行せねばならなかった、としばしば指摘されている⁽⁴²⁾。また、箭丁とは別に存在する隨丁(ハムジルガ qamjilya)は、首長であるジャサク・閑散王公(旗を率いていない王公)らに対して奉仕する私的隸属民であり、清朝皇帝のアルバトゥの範疇に含まれなかったという。ところが、清朝側が想定する「エジェンーアルバトゥ」の関係においては、アルバトゥが指示する対象は非常に広範であり、箭丁・隨丁といった区別はほとんど意識されていない。この両者の認識の相違については、さらなる議論が必要であるが、現時点で筆者は、支配者清朝側からの理念的な主従関係の設定に対する、被支配者モンゴル側の現実的な受けとめによるものだと考えている。

さて最後に、その後のジュンガリアの動向をまとめておきたい。清朝のオトク支配は徐々に軌道に乗り始めたかに見えたが、乾隆21年末に至って思わぬ事態が発生した。オーロト四汗部管下のジャサク、及びオーロト各オトクのトゥシメルら有力者が、悉く清朝に反旗を翻したのである。この再乱の原因は、確たる証拠はないものの、上記の者たちにアムルサナから蜂起を促す書状が届いたことによるとしている⁽⁴³⁾。この頃アムルサナは、タルバガタイ付近で越冬し、チングンジャブとの同調を試みたといわれており⁽⁴⁴⁾、上述の可能性も十分あり得る。だがやはり、清朝支配の浸透によって生じた権力関係の変動に対するオーロトの動搖、特に自己の権力を制限されていった在地の首長層の反発が、その大きな要因だったと考えるべきであろう。

再度背いたオーロトに対する乾隆帝の怒りは凄まじく、オーロト

の衆の殲滅を幾度となく命じた。清朝がオーロトに対しておこなった虐殺行為の直接的原因は、まさにこのオーロトの再乱に求められる。さらに天然痘の蔓延も相俟ってオーロトの人口は激減し、ジュンガリアは人煙稀なる地と化した。オーロト各オトクを八旗編成し、イリに駐防地を建設するという構想は結実せず、乾隆32年に成立したオーロト八旗は、満営・各部族営から組成される駐防八旗の一営を構成するにすぎなかつたのである。

【凡例】本稿において満洲語原語を示す際は、当該語の後に続けてローマ字転写を掲げた。また、必要に応じて（ ）内に漢字表記・モンゴル語原語のローマ字転写を示した。

註

- (1) 清朝は、オイラト (Oyrad) を「オーロト Ület 厄魯特」と呼んでいた。本稿では、史料中を除き、清朝に帰順していないオイラト集団を「オイラト」、帰順したものを「オーロト」と記し、乾隆20年のジューン=ガル政権瓦解以降は、一律に「オーロト」とする。
- (2) この清朝側の認識は、『欽定皇輿西域圖志』などにみえるもので、ガルダン=ツェリンの時代 (1729-1744年) の状況を反映しているといわれる。田山茂『清時代に於ける蒙古の社会制度』(文京書院、1955) 47-48頁、参照。しかし、このような状況が実際に存在していたことを積極的に跡付ける論拠を、著者は未だ見出していない。
- (3) 以下本稿では、清朝が治下の外藩モンゴル首長層に授けた爵位としてのハンを「汗」と表記し、清朝皇帝を指すハン号や支配に組み込まれる以前に首長層が用いていたハン号と区別する。
- (4) 元々四汗部構想は、有力タイジが属民を率いて内附した集団をジュンガリアに安置するための施策だった。ところが、汗に封じようとした4人のタイジのうち、アムルサナとバンジュルが反旗を翻したことで、この構想は修正を求められることになった。清朝は代わりにジュンガリアで牧地・牧民を有する在地の有力者に汗以下の爵位を授け、各々をジャサクに任じた（小沼孝博「清朝のジューン=ガル征服と二重の支配構想」）

66-67頁、参照)。

(5) この新たな21アンギを構成していた各アンギ・オトクは、ジューン=ガルのハンの貢賦 (alba) を負担するため、分隊を組織してハンのもとに派遣していた。筆者は、「清朝のジューン=ガル征服と二重の支配構想」70頁において、上記の分隊を21アンギであると論じたが、これは筆者の誤解であった。この場を借りて訂正したい。

(6) トウシメルとは、ジューン=ガル政権においてハンの宮廷^{チャルド}でウルス内 の一切の政務に与る最高の職であり、ジャルグチはトウシメルに次ぐ高官で、ウルスの司法の責を司っていた。詳しくは、田山茂「十七、十八世紀におけるオイラート族の社会機構」(『史学研究』50、1953) 107-108頁、及び杜榮坤・白翠琴「十五至十八世紀衛拉特社会組織和統治機構」(『西蒙古史研究』新疆人民出版社、1986) 210頁、参照。また清朝は、トウシメル・ジャルグチに任じたジャイサンに対し、そのまま率いているオトクを管理するよう命じている。このため満文檔案史料では、“tusimel jaisang”・“jarguci jaisang”と記されることがある(小沼孝博「清朝のジューン=ガル征服と二重の支配構想」71頁、参照)。

(7) И. Я. Златкин, История Джунгарского ханства (1635-1758), Москва, 1963の第6章“Гибель Джунгарского ханства”(「ジューンガル=ハン国の滅亡」)が最も代表的であり、日本でも、川上晴「アブライの勢力拡大——十八世紀カザーフスタンに関する一考察」(『待兼山論叢』13、1980)・森川哲雄「アムルサナをめぐる露清交渉始末」(『歴史学・地理学年報』7、1983)がある。

(8) 『大清高宗純皇帝実録』(以下『高宗実録』と略記) 卷512、乾隆21年5月甲戌(7日)条の上諭、参照。

(9) 『平定準噶爾方略』正編(以下『正編』と略記) 卷23、乾隆20年12月乙巳(6日)の条の上諭、参照。なお『平定準噶爾方略』は、前稿に引き続いで満文本 *Jun Gar i ba be necihiyeme toktobuha bodogon i bithe* (東洋文庫所蔵) を利用する。『平定準噶爾方略』に収められている上奏・上諭の原文は、大半が満文で記されており、満文本は漢文本よりも原文をより正確に伝えていると考えられるからである。

(10) 43-964とは、文書のマイクロフィルム番号(リール番号-コマ番号)

を意味する。

- (11) ホージャとは、本来「貴人」を意味するペルシア語 “*khwāja*” で、清朝史料では “*hojo*” 「和卓」として登場する。一般的に17～18世紀にヤルカンド・カシュガルを本拠に政治的・宗教的権威をふるったカシュガル=ホージャー族及びその後裔を指す。
- (12) 『正編』卷30、乾隆20年8月戊申（7日）条の上諭、参照。
- (13) 清朝史料中における「内地 *dorgi ba*」とは、藩部に対するところの中国内地（*China proper*）の意味ではなく、清朝の実質的支配下にあつた領域全体を指す。
- (14) この「オーロト八旗による駐防体制」とは、チャハル八旗やフルンブイル八旗によるそれに近く、制度・実態において一般の駐防八旗とは異なるものだったと考えられる。このようなある民族集団を母体とした八旗に関する諸見解をまとめた山下裕作氏は、「清朝の民族政策に基づく特殊な地方行政組織」であり、それは「軍事組織に転化しうる」ものだったと述べている。詳しくは、山下裕作「僧格林沁軍の登場——『清朝の兵力上の変遷』に関する一考察——」（『社会文化史学』32、1994）41-42頁、参照。
- (15) “*hiya*” は満洲語及び清代のモンゴル語では、清朝の職官である「侍衛」を意味するが、ここでの “*hiya*” は清朝の職官ではないので、漢文では「轄」の字をあてている。
- (16) 『五体清文鑑』人部2、聰智類では、モンゴル語 “*medeči*” に、「博識の者」を意味する満洲語 “*ferkingge*” を対応させている。
- (17) 「錄副」43-2359、乾隆21年9月28日、ジャオワイ等の上奏、参照。
- (18) ジサイ *jisai* (*jisiy-a* 集賽) は、ジューン=ガル政権においてラマにより構成された集団である（田山茂「十七、十八世紀におけるオイラート族の社会機構」106-107頁、参照）。
- (19) 註(17)の史料、参照。
- (20) 小沼孝博「清朝のジューン=ガル征服と二重の支配構想」72頁、参照。
- (21) 田山茂「十七、十八世紀におけるオイラート族の社会機構」110頁、参照。なお、清朝はオトク内における「ジャイサン——デムチ——シュレンゲ」の関係を、八旗内における「都統——佐領——驍騎校」のヒエ

- ラルキーに比定して把握していた（小沼孝博「清朝のジューン=ガル征服と二重の支配構想」68頁、参照）。
- (22) 「錄副」43-2359、乾隆21年9月28日、ジャオフイ等の上奏、参照。
- (23) 「錄副」44-760、乾隆21年閏9月8日、ダルダンガの上奏、参照。
- (24) 小沼孝博「清朝のジューン=ガル征服と二重の支配構想」64-65頁、参照。
- (25) 「錄副」43-2855、乾隆21年9月24日、ダルダンガ等の上奏、参照。
- (26) 『正編』巻30、乾隆21年8月戊申（12日）条の上諭、参照。
- (27) 『正編』巻34、乾隆21年11月己酉（16日）条の上諭、参照。
- (28) 「錄副」56-2894、乾隆25年5月包、軍機處の上奏に収録されたホージャ=シーエベクの供述、参照。なお筆者はこの供述を、小沼孝博「在京ウイグル人の供述からみた18世紀中葉のカシュガリア社会の政治的変動」（『満族史研究』1、2002）49-51頁において全訳している。一方ムスリム側の記録では、大ホージャの軍に中国兵400名とオーロト兵1,000名がいたという（“The history of the Khōjas of Eastern-Turkistan summarized from the Tazkira-i-Khwājagān of Muhammad Sadiq Kāsh ghāri”, by Robert Barkley Shaw, Edited with Introduction and Notes by N. Elias, *Supplement to the Journal of the Asiatic Society of Bengal*. Vol. 66, Part 1, 1897, pp. 50-51.）。
- (29) 佐口透『ロシアとアジア草原』（吉川弘文館、1966）174頁、参照。
- (30) ガダイメトは、乾隆20年6月、清朝軍がイリに進んだ際に帰順した人物で、カシュガリア征服後、カシュガルのハーキムに任じられた人物である。詳しくは、小沼孝博「征服前、清朝の対カシュガリア政策の推移」（『史峯』9、2003）45-48頁、参照。
- (31) 「錄副」43-1006、乾隆21年8月17日、ジャオフイ等の上奏、参照。
- (32) 「錄副」43-2775、乾隆21年閏9月7日、ジャオフイ等の上奏に引用されたアミンダオの報告、参照。
- (33) 楠木賢道「天聰年間におけるアイシン国之内モンゴル諸部に対する法支配の推移」（『社会文化史学』40、1999）、参照。
- (34) 清朝の勃興初期の段階では、エジェンは家booの主人を意味する言葉でしかなかったが、天聰10年（1636）の「大清國Dai Qing Gurun」

樹立前後に及んで、ハン・皇帝と並び、清朝皇帝を示す呼称に昇華していった。詳しくは、石橋秀雄「清初のエジエン ejen——太祖・太宗朝を中心に——」(『神田信夫先生古稀記念論集 清朝と東アジア』山川出版社、1992)、参照。

- (35) ベ・ヤ・ウラヂミルツォフ『蒙古社会制度史』(外務省調査部訳、生活社、1941) 361-398頁、参照。
- (36) ジャサク旗ではなく、八旗に編成される各オトクの有力者は、外藩王公の範疇から外れており、汗・親王・郡王・貝勒・貝子・公といった爵位を授けられることはなかった(小沼孝博「清朝のジューン=ガル征服と二重の支配構想」71頁、参照)。
- (37) ガルザンドルジは元々チョロス部のタイジであり、清朝に帰順後、オーロト四汗部におけるチョロス部の汗に封じられた人物である。
- (38) 小沼孝博「清朝のジューン=ガル征服と二重の支配構想」70頁、参照。
- (39) 『高宗実録』巻519、乾隆21年8月戊午(22日)条の上諭に拠ると、西路の駅站で迅速に任務を遂行しているチャハル兵に1ヶ月分、オーロト兵に2ヶ月分の錢糧賞給が命じられている。
- (40) 「錄副」43-3392、乾隆21年閏9月26日、ジャオワイ等の上奏に引用された上諭、参照。
- (41) ベ・ヤ・ウラヂミルツォフ『蒙古社会制度史』396-397頁、参照。
- (42) ジャサクの不当な収奪に対して箭丁が、自らは清朝皇帝だけに諸アルバを負うべき存在である、として訴訟を起こすこともあった。二木博史「ホショー内における平民の貢租・賦役負担——清代ハルハ・モンゴルの場合——」(『内陸アジア史研究』1、1984) 30頁、参照。
- (43) 例えば、莊吉発『清高宗十全武功研究』(国立故宮博物院、1982) 51頁、参照。
- (44) И. Я. Златкин, История Джунгарского ханства (1635-1758), Москва, 1963, стр. 454.

[付記] 本稿は平成15年度文部科学省科学研究費（特別研究員奨励費）による研究成果の一部である。